

大阪府都市整備部舗装道機械清掃業務及び雨水排水施設機械清掃業務に係る入札参加資格事前審査取扱要領新旧対照表

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考
<p>第1 - 3条（略）</p> <p>（適格性の審査）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 一～六（略）</p> <p>七 国、地方公共団体、道路公社、住宅供給公社、土地開発公社、地方独立行政法人及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年2月15日政令第34号）第1条第1項各号に規定する法人が発注する業務（<b>道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する一般交通の用に供する道路における清掃業務に限る。ただし、同法第48条の14に規定する自転車専用道路等のみの清掃業務を除く。</b>）において、過去5年間に元請としての完了実績を各申請業務につき1件以上有することが証明できる者であること。</p> <p>八（略）</p> <p>第5 - 9条（略）</p> <p>附 則 この要領は、令和2年12月3日から実施する。</p> <p><b>附 則</b> <b>この要領は、令和3年12月6日から施行する。</b></p>	<p>第1 - 3条（略）</p> <p>（適格性の審査）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 一～六（略）</p> <p>七 国、地方公共団体、道路公社、住宅供給公社、土地開発公社、地方独立行政法人及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年2月15日政令第34号）第1条第1項各号に規定する法人が発注する業務において、過去5年間に元請としての完了実績を各申請業務につき1件以上有することが証明できる者であること。</p> <p>八（略）</p> <p>第5 - 9条（略）</p> <p>附 則 この要領は、令和2年12月3日から実施する。</p>	<p>（修正）</p> <p>⇒業務実績を供用中の道路に限定し、 文言修正</p>